

協働のまちづくりを目指して

# 奈井江町自律プラン

## (奈井江町集中改革プラン)

平成 17 年 ~ 平成 21 年度

平成 21 年 6 月改訂 奈井江町

# 目 次

はじめに	1
1. 基本的な考え方	2
(1) 町民参加による協働のまちづくり	
(2) 行財政改革の推進と健全な財政運営	
(3) 職員の資質向上と定員管理	
(4) 広域行政の推進	
2. 行財政改革推進上の主要事項	3
(1) 各種事務事業・住民サービス・ソフト事業	
(2) 行政機構、職員給料等のあり方	
(3) 人材育成の推進	
(4) 広域連携・自治体間協力	
(5) 投資(ハード)事業	
(6) 公共施設の管理運営	
(7) 租税、受益者負担	
(8) 特別会計・企業会計の運営	
(9) 議会のあり方	
【資料】	
・行財政改革 財政効果額(単年度効果額)	9
・職員数の変化	
・指定管理者制度導入	
・これまでの奈井江町の財政健全化への取り組み	10
・H17当初予算 事務事業見直し(歳入・歳出)	11
・H18当初予算 事務事業見直し(歳入・歳出)	12
・H19当初予算 事務事業見直し(歳入・歳出)	13
・H20当初予算 事務事業見直し(歳入・歳出)	14
・H21当初予算 事務事業見直し(歳入・歳出)	15

## はじめに

本町は、1944年（昭和19年）現在の砂川市から分村後、変動する社会経済情勢と過疎化の進行に対応するために、数次にわたるまちづくり計画を策定し、これに基づき町民と一体となった町政の運営に努めてきました。

こうした中、2000年（平成12年）の地方分権一括法の施行により、国と地方の対等な関係と、地方自治体が自主性・自立性を高めて、個性豊かで活力ある地域づくりを行うという地方自治の画期的な見直しが行われました。

しかしながら一方で、バブル経済破綻に端を発する景気低迷により、国、地方の財政は未曾有の危機を迎え、さらには本格的な少子高齢化社会に対応するために、政府主導による構造改革が急展開で進められてきました。

地方自治体にあっては、この間数次にわたる景気対策に同調し、各種公共事業の追加や前倒しを実施した結果、借入金残高が急増し、さらには地方交付税等一般財源の縮減が重なった背景から、従来のサービスを維持するために、行財政運営の効率化に向けて必死な取組が行われています。また、国による市町村合併の推進方針に基づき、平成の大合併といわれる基礎自治体の再編が全国で展開され、当町においても近隣自治体との協議が行われました。

このような情勢のもと、本町においては、1999年（平成11年）行政改革事務改善委員会を立ち上げ、行財政改革大綱を策定し、事務事業の見直しや行政コストの削減を行ってきました。また団体の補助金や公共施設等の使用料については、行政改革推進町民委員会を設置して議論を深め、町民合意に基づき改革を進めてきました。

また市町村合併については、近隣の4市5町による任意合併協議会に参加し、その情報を町民にも提供しながら、様々な角度から議論を深め、2003年（平成15年）住民投票と子ども投票を実施しました。

住民投票の結果は、『合併しない73.05%、合併する26.19%』（子ども投票は、合併しない84.00%、合併する15.78%）となり、議会との議論において、投票結果を尊重して法定協議会への不参加を決定し、当面の自立を選択し、その後は新たな自治体間連携の研究を進めてきました。

また、町民団体との数度にわたる懇談や地域の代表による町民会議、議会「まちづくりに関する調査特別委員会」の議論を経て、2004年（平成16年）『奈井江町自律プラン』を策定、さらには2005年（平成17年）3月『第5期奈井江町まちづくり計画』を策定し、平成17年度から21年度までの前期実施計画を決定し、財政計画の見通しを明らかにしながら、新たな町政運営をスタートさせました。

2005年（平成17年）3月総務省は、「地方公共団体における行政改革の推進のための新

たな指針」を定め、より積極的な行政改革の推進を求めています。

本町においては、これまで進めてきた、町民と一体となった行政改革や自律プラン、第5期まちづくり計画との整合性を図りながら、「奈井江町集中改革プラン」を整備し、より一層の行財政の効率化に努めながら、町民と一体となった自治の向上を図ります。

## 1. 基本的な考え方

### (1) 町民参加による協働のまちづくり

多様化する行政ニーズに対応するため、自助、共助、公助の精神に基づき、行政と町民の連携による協働のまちづくりを目指します。

行政の運営や地域の課題の解決において、民間活力の利用に効果が期待できるものは、地域住民や団体の協力を得て、積極的にこれを進めます。

そのためにわかりやすい行政情報の提供に努め、より多くの町民がまちづくりに参加しやすい環境づくりを進めます。

### (2) 行財政改革の推進と健全な財政運営

行政サービスの維持向上を裏付ける地方交付税等の財源は、今後も減少していくことが見込まれます。

限られた財源の中で、計画的なまちづくりを進めるために、町行政推進会議やまちづくり町民委員会等、町民を交えた継続的な議論により、慣例にとらわれず、新たな視点に立った行財政改革を進め、効率的かつ計画的な財政運営を行います。

### (3) 職員の資質向上と適正な定員管理

地方分権等により高度化する行政課題に対応するため、計画的な研修等により職員の資質向上と行政機構の改善に努めます。一般会計においては、新規採用を抑制し、民間委託、指定管理者制度の活用、広域連携を進める中で、適正な職員の定員管理を行います。

### (4) 広域行政の推進

近隣市町との広域連合、一部事務組合については、引き続きその連携を強化する必要があります。

多様化、専門化する行政事務への対応、あるいは共同処理による行政コストの削減に向けて、積極的に自治体間連携の可能性を模索するとともに、将来における地方自治体のあり方についても、行財政運営の総体的な見地から研究を行います。

## 2. 行財政改革推進上の主要事項

### (1) 各種事務事業・住民サービス・ソフト事業

将来にわたる行財政の状況を踏まえたとき、多様化する行政サービスや各種事務事業について、その多くを継続して行政が担っていくには限界があります。

従って、町民が安心して暮らすための福祉事業や防災対策など、必要な施策については、行政の責務としてその充実に努める一方で、町の環境整備や各種コミュニティなど、地域に密着する部分については、町民の皆様の理解を得ながら、協働の取り組みについて検討して参ります。

また、各種イベントや事業についても、民間主体の事業開催など、町の活性化に多くの町民や関係機関が主体性を持って参加いただく方策について検討を進めます。

農業や商工業など、町の発展に欠かせない産業の振興策について、関係団体との連携を強化し、現状の課題、将来の展望を明確にしながら共に対策を検討して参ります。

具体的な事務事業の改善として、次の項目について、事務事業の効率化、財政健全化の観点から、関係機関、町民の皆様との協議により見直しを検討します。

#### 見直しを検討、実施した事務・事業

- ・ 職員旅費（日当）の引下げ
- ・ 職員健康診断（ミニドック）の見直し
- ・ 職員の勤続表彰の廃止
- ・ 各種団体補助金の見直し  
（各種団体、行政改革推進町民委員会等の検討に基づく削減）
- ・ 行政区長報酬の引下げ
- ・ 役場電話交換手の廃止
- ・ 国際交流事業 派遣人員、個人負担金の見直し
- ・ 電気融雪槽基本料金補助金の削減
- ・ 消融雪機器設置費補助金の廃止
- ・ 民生児童委員の定数削減
- ・ 障害者入浴料助成の見直し（個人負担の導入ほか）
- ・ 敬老祝品等の見直し（節目年齢者への限定ほか）
- ・ 老人入浴券の見直し（個人負担の導入ほか）
- ・ 交通指導員の削減
- ・ 保健推進員報酬の廃止
- ・ 産業祭実行委員会補助金の削減
- ・ 教職員研修の見直し
- ・ ナエっ子雪祭り 事業の見直し（他事業との統合）
- ・ 教育委員、農業委員 委員道内外研修の見直し

## (2) 行政機構、職員給料等のあり方

地方分権や道州制等による権限や仕事の移譲により、今後行政が担うべき新たな課題が拡大する一方で、人件費を始めとする行政コストの削減が必要になります。

町民の皆様の協力と理解をいただきながら、適正な職員の定員管理のもと、行政組織のスリム化や一層の自治体間協力を進めると共に、当面の財政状況に対応するため、町長以下特別職、職員の給料等の見直しを行います。

### 特別職、職員の給与等の見直し（平成17年度）

- ・町長給料 20%削減（10%削減を平成14年度から実施）
- ・教育長給料 15%削減（10%削減を平成14年度から実施）
- ・職員給料 6%削減（期末勤勉手当15%削減を平成14年度から実施）
- ・管理職手当 50%削減（25%削減を平成14年度から実施）

### 特別職、職員の給与等の見直し（給与構造改革に基づく抜本的見直し） （平成18年度～平成21年度）

- ・町長給料 20%削減
- ・教育長給料 15%削減
- ・職員給料 4.9%削減（改正給料から、町における独自削減分）

## (3) 職員研修の推進

地方分権社会の到来により、地方自治体は、住民に身近な行政サービスの担い手として、新しい発想と創意工夫を凝らし効果的な施策を実施し、住民が満足できる質の高いサービスを持続的に進めるよう、「奈井江町まちづくり自治基本条例」に定める職員の資質向上に努めるため、新たに策定した「奈井江町職員研修基本指針」に基づき、総合的な視点で能力開発を推進し、職員の育成に努めます。

## (4) 広域連携・自治体間協力

広域連合や一部事務組合による自治体間協力については、引き続き連携強化を図り、行政の効率化とコストの削減を検討します。

従来の枠組みや事務事業に加えて、行政各般にわたり検討を行ない、新たな協力関係を模索しながら、広域連携の拡大について検討を行います。

### 奈井江町が参加している広域連携

- ・ 空知中部広域連合（介護保険・国民健康保険・老人保健ほか）
- ・ その他の一部事務組合等

消防、学校給食、流域下水道、中空知広域市町村圏（交通共済ほか）保健衛生組合、ゴミ処理、公平委員会共同設置、中空知広域水道企業団、ほか

#### 今後広域連携の可能性のある事業

- ・ 消防庁舎等、老朽化に伴う公共施設の共同設置等
- ・ 教育委員会、農業委員会等の組織の共同設置
- ・ 地域間公共交通等各種住民サービス
- ・ 住民参加事業の共同開催ほか

### （５）投資（ハード）事業

公共施設の整備、改修等については、地域経済に与える影響も大きいものがありますが、まちづくり計画に基づき必要不可欠な事業について、優先順位を付けて重点的な整備を推進します。

また、ランニングコストや受益者の負担など、必要な情報を行政と町民が共有し、町財政との整合性、将来展望を明らかにしながら、効率的な整備と管理運営の方策を検討して参ります。

#### 重点事業

- ・ 公営住宅建替え事業（北町地区瑞穂団地ほか）
- ・ 公共下水道事業（特定環境保全公共下水道事業ほか）
- ・ 個別排水事業（農村地域の下水道事業）
- ・ 道営土地改良事業（奈井江瑞穂地区・高島南地区・高島北地区）

### （６）公共施設の管理運営

奈井江町においては一定の公共施設は整備済みであることから、既存の公共施設を有効活用して、町民の生活文化の向上に努めるとともに、指定管理者制度の導入及び民営化により、行政コストの削減、利用者サービスの充実、関係事業の活性化を図ります。

老朽化が進む施設については、使用団体への払い下げ、地域への移管、廃止などその管理の方法について、関係団体や地域との協議によりその方向性を見出して参ります。

学校施設については、児童数の推移や学校教育のあり方など、広く議論を深めながら、将来にわたる教育環境の整備等について検討をして参ります。

#### 指定管理者制度の導入

- ・平成16年度 寿公園（パークゴルフ場）町民プール、町体育館、
- ・平成17年度 ないえ温泉施設、屋内体育センター、農業構造改善センター、

- 地域交流センター  
・平成18年度 米穀乾燥調製貯蔵施設

#### 施設の民営化

- ・平成20年度 ないえ温泉施設

#### 施設の老朽化等に伴い検討が必要な施設

- ・ 青少年会館
- ・ 老人福祉寮（東町ことぶき荘 平成17年度廃止）
- ・ 向ヶ丘公衆浴場
- ・ 児童館

### (7) 租税、受益者負担

町財政の根幹をなす町税については、公平な税負担の原則に基づき、収納の強化を図るとともに、納付回数の見直しなど、納税者の利便性のための改善策を検討します。

都市計画税や温泉の入湯税は、地方税法に定める標準税率を下回ることから、その税率について見直しを検討します。

各種施設の使用料等は、利用者の負担能力を勘案しながら、公平かつ客観的な基準に基づく受益者の負担を求めます。

また近隣市町村と比較して、著しい不均衡が生ずる場合はその負担額の見直しを行います。

#### 見直しを検討・実施した使用料、手数料

##### 道路占用料（電柱などの設置に伴う占用）

中空知市町及び北海道の条例を基に引き上げ

##### 教・職員住宅使用料

道職員住宅の算出基準による引き上げ

##### その他の使用料

平成15年度改正の各種施設の使用料は、3年を経過する毎に見直しを検討します。

また、他市町村との比較による墓地使用料、国の基準の廃止・改正が行われている保育料や公営住宅使用料について、見直しを行います。

- ・ 自動販売機設置料の見直し（平成19年度実施）
- ・ 町刊行物等への有料広告（平成19年度実施）

##### 手数料

他市町村との比較により次の手数料について、見直しを検討します。

- ・ 住民票・戸籍附表等の発行手数料



- ・ 印鑑登録、納税証明、所得証明、耕作証明等の発行手数料
- ・ 地籍図閲覧、交付手数料

#### 住民サービスに関する受益者負担等

利用者が限定される事業、あるいは個人の趣向により実施される事業等については、その負担のあり方を検討します。

#### 事業の例

- ・ 福祉バスの運行に対する利用者の負担
- ・ 芸術鑑賞会、公民館講座、スポーツ教室、母と子のコミュニティスクールなど、講師招へいに要する費用の負担
- ・ フッ素塗布の実費に対する一部負担
- ・ 筋力増進運動事業の健康診断料の一部負担

### ( 8 ) 特別会計・企業会計の運営

#### 【特別会計】

国民健康保険事業会計    下水道事業会計

#### 【企業会計】

国民健康保険病院事業会計    老人保健施設事業会計（健寿苑）  
老人総合福祉施設事業会計（やすらぎの家）

奈井江町の行政推進の一翼を担う各特別会計と企業会計は、現状において健全な経営が行われていますが、それぞれの課題に取り組みながら、安定、充実したサービスの提供に努めます。

施設の管理運営やサービスの向上については、指定管理者制度、民間委託、広域連携などにより、経営の改善を検討します。

平成 1 8 年度に中空知広域水道企業団へ加入した水道事業については、関係市町とともに引き続き水の安定供給に向け事業を行って参ります。

### ( 9 ) 議会のあり方

住民を代表する機関として、議会に課された責務と町財政の将来推計を考慮し、議員全員で構成する“議員会”の協議に基づき、以下の自己改革を行います。

#### 見直し事項

- ・ 費用弁償 1 年間廃止（平成 1 2 年度実施）
- ・ 費用弁償 1 年間廃止（平成 1 3 年度実施）
- ・ 期末手当の削減      4 . 7 5 ヶ月から 4 . 5 ヶ月（平成 1 3 年度実施）

- ・費用弁償 1 年間廃止 (平成 1 4 年度実施)
- ・報酬の削減 2 . 0 3 %削減 (平成 1 4 年度実施)
- ・期末手当の削減 4 . 5 ヶ月から 4 . 4 5 ヶ月 (平成 1 4 年度実施)
- ・費用弁償の廃止 (平成 1 5 年度から)
- ・報酬の削減 1 . 0 7 %削減 (平成 1 5 年度実施)
- ・期末手当の削減 4 . 4 5 ヶ月から 4 . 2 0 ヶ月 (平成 1 5 年度実施)
- ・期末手当の削減 4 . 2 0 ヶ月から 3 . 7 8 ヶ月 (平成 1 7 年度実施)
- ・報酬の削減 5 . 0 %削減 (平成 1 8 年度実施)
- ・定数削減 1 3 人から 1 0 人 (平成 1 9 年度実施)
- ・常任委員会数の削減 2 委員会から 1 委員会、委員長報酬等の削減  
(平成 1 9 年度実施)
- ・交際費の見直し 1 5 0 千円から 1 0 0 千円 (平成 2 0 年度実施)

## 行財政改革 財政効果額（単年度効果額）

【歳入】

【単位：千円】

項 目	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
公共施設使用料等の見直し			2,889		1,477	316	1,379	217	25,443

【歳出】

【単位：千円】

項 目	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
各種事務事業の見直し	69,881	34,772	19,043	13,461	47,517	426	563	42,780	4,320
団体補助金の見直し	5,900				6,415	560	184		
議会・各種委員会定数の見直し		2,225	10,720		1,382	4,065	6,150	269	
特別職・職員給与等の見直し	5,219	69,003	59,237	60,530	71,695	36,553	31,541	65,395	32,644
企業会計への繰出金 の見直し	25,000	61,866	118,333	96,198	181,683	181,683	181,683	199,285	201,855
計	106,000	167,866	207,333	170,189	308,692	223,287	220,121	307,729	238,819

職員数の変化(各年度4月1日現在数値)

【単位：人】

項 目	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
一般行政	119	92	92	89	75	78	79	76	75
特別行政(教委)	17	19	16	15	14	14	14	13	14
公営企業会計等	107	130	122	113	119	102	91	85	90
小 計	243	241	230	217	208	194	184	174	179(177)
派遣職員	13	10	11	12	11	18	18	15	14
合 計	256	251	241	229	219	212	202	189	193

H22.4.1の目標数値( )

## 指定管理者制度導入

施 設 名	開 始	受 託 者
寿公園(パークゴルフ場)	H16.4	(株)ランドスケープタカラ
町民プール	H16.4	NPO日本一直線道まちづくり研究会
町体育館	H16.10	NPO日本一直線道まちづくり研究会
ないえ温泉施設	H17.4	中央環境(株)
屋内センター	H17.4	中央環境(株)
農業構造改善センター	H17.4	中央環境(株)
地域交流センター	H17.4	NPO日本一直線道まちづくり研究会
米穀乾燥調製貯蔵施設	H18.4	新砂川農業協同組合

## 施設の民営化

施 設 名	開 始	無 償 貸 付 の 相 手 方
ないえ温泉施設	H20.4	中央環境(株)

これまでの奈井江町の財政健全化への取り組み

年度	予 算 科 目	事 業 見 直 し 内 容
平成 年度	総務費 財産管理費	公共施設の芝への施肥、冬囲いの廃止 旅費規程の見直し（中空知の日当廃止区間の拡大）
	民生費 老人福祉費	福祉バス運行の温泉移行 敬老事業（敬老会欠席者への菓子折を廃止）
	農林水産業費 造林費	にわ山森林自然公園の維持管理
	土木費 道路維持費	道路維持経費の削減、除排雪経費の削減
	教育費 小・中学校管理費	3校の管理費の削減
	職員費 理事者	町長はじめ4役の給料 5%、期末手当 10%
平成 年度	議会費 議会費	費用弁償の廃止、期末手当（4.7 4.5ヶ月）
	総務費 総務管理費	町長公用車の廃止
	民生費 老人福祉費	削減/老人65歳以上15 10枚、60～64歳老クラブ加入7 5枚
	衛生費 予防費	ミニドック事業 住民健診等に集約
	農林水産業費 農業委員会費	削減/農業委員：15 13名
	土木費 道路維持費	道路維持費の見直し
平成 年度	職員費 理事者	町長、助役、教育長/給料 10%、収入役を廃止、助役を空席（H15.1～）
	一般職	管理職手当 2%、期末勤勉手当 15～5% 退職者不補充（勤奨2、定年1）
	議会費 議会費	削減/町議会議員の報酬、定数 15名 13名、費用弁償の辞退
	総務費 財産管理費	削減/役場庁舎の清掃回数、ワックス掛けを隔年 公共施設の草刈を1回減し直営
	民生費 社会福祉総務費	削減/障害者入浴券：重度13 10枚、軽度7 5枚（全体9,800 7,500枚）
	児童福祉施設費	児童館開館時間の短縮：平日11：30 13：00、休日9：00 10：00
平成 年度	農林水産業費 農業委員会費	削減/農業委員：15 13名
	土木費 道路維持費	削減/路面清掃：8 2回、廃止/側溝清掃（広域圏借上分） 除排雪経費の直営分を委託化
	公園費	公園の草刈を1回減、巡回を毎日 2日に1回
	教育費 公民館費	削減/公民館の清掃回数
	職員費 理事者	町長、教育長/給料 10%、助役を空席
	一般職	一般職/管理職手当 2%、期末勤勉手当 15～5% 退職者不補充（勤奨1、定年1、自己都合1）
平成 年度	その他	削減/委員報酬（2.03%、4時間未満の会議報酬半額）
	総務費 財産管理費	公共施設の維持（草刈りほか）の直営化
	民生費 福祉センター費	清掃の一部、直営化
	土木費 公園費	公園の維持（草刈りほか）の直営化
	教育費 公民館費	清掃の一部、直営化
	文化ホール費	〃
平成 年度	職員費 理事者	町長、教育長/給料 10%
	一般職	管理職手当 2%、期末勤勉手当 15～5% 退職者不補充（勤奨1、自己都合1）

H17当初予算 事務事業見直し

歳入

(単位：千円)

項 目	見 直 し 内 容	影響額
1)諸証明手数料の見直し	住民票や印鑑登録などの見直し	719
2)税務手数料の見直し	地籍図交付手数料などを新設	70
3)職員・教員住宅使用料の見直し	町の基準から道の公宅基準に設定	688
合	計	1,477

歳出

(単位：千円)

項 目	事 業 見 直 し 内 容	削減額
1)職員旅費(日当)の引下げ	日当、宿泊料の引下げ(議員や教育委員などの公職者も対象)	1,869
2)職員の健康診断の見直し	共済組合助成対象外者の健診内容見直し	606
3)各種団体補助金の見直し	各種団体、消融雪機器設置補助金の見直し	6,415
4)行政区長報酬の引下げ	均等割の廃止、世帯割単価削減(780円 660円)	2,638
5)役場電話交換手の廃止	ダイヤルインの導入	1,346
6)国際交流事業の見直し	派遣人員の減(6名 4名)、個人負担金の見直し	736
7)民生児童委員の定数削減	27名 22名	518
8)農業委員会委員の定数削減	13名 10名	864
9)障害者入浴料助成の見直し	個人負担1000円、老人入浴券との重複支給の取り止め	929
10)老人入浴券の見直し	個人負担1000円	846
11)敬老祝い品等の見直し	敬老祝い品の廃止、敬老会対象者の年齢引上げ	6,051
12)交通指導員の削減	16名 8名	515
13)保健推進員報酬の廃止	報酬の廃止	316
14)ナアっ子雪まつりの事業見直し	子ども交流会との統合(体力測定、ドッジボールなど)	640
15)教育委員、農業委員の研修の見直し	農業委員の道内道外研修廃止、教育委員の研修旅費の上限引下げ	1,175
16)老人福祉寮の廃止	東町ことぶき荘の廃止	3,557
17)公共施設の管理運営(指定管理者制度の導入)	道の駅、屋内体育センター、農業構造改善センター、温泉、プール、寿運動公園、体育館	20,321
18)臨時職員賃金の見直し	賃金単価の引下げ	327
19)福祉センターの廃止	老朽化のため(昭和44年建設)	5,645
20)特別会計・企業会計への繰出金の見直し	下水道、水道、病院、健寿苑各会計の繰出金の見直し	181,683
21)特別職、職員の給与等の見直し	給料の削減：町長 20%、教育長 15%、一般職 5.2%、寒冷地手当の削減、管理職手当の削減：0.2%、退職者不補充7名	71,695
合	計	308,692

見直し額合計 310,169千円

H18当初予算 事務事業見直し

歳入

(単位：千円)

項 目	見 直 し 内 容	効果額
道路占用料の見直し	町の基準から道の基準に改正	250
公民館講座等の参加料徴収	参加者に対し開催経費の一部として参加料を徴収	66
合	計	316

歳出

(単位：千円)

項 目	事 業 見 直 し 内 容	削減額
議会議員の政務調査(道内・外視察研修)の見直し	道内・外政務調査(公費負担)の廃止	1,950
委員報酬改定	平成17年度人事院勧告の給与改定平均 4.8%に基づく改定(4.8%)	526
臨時職員賃金の見直し	賃金単価の引下げ	65
職員の研修の見直し	研修内容、研修対象者の見直し	328
電気融雪槽電力料金補助金の見直し	電気基本料金の全額を補助 基本料金の80%を補助	560
教育委員の研修の見直し	道内研修の廃止	48
教育委員会交際費の見直し	80千円 30千円	50
給料の見直し等	一般職給料：人勧改定後 4.9%、退職者不補充1名	36,553
合	計	40,080

見直し額合計 40,396千円

H19当初予算 事務事業見直し

歳入

(単位:千円)

項 目	見 直 し 内 容	効果額
ごみの有料化	資源ごみと容器包装プラスチックごみを有料化(7.35円/枚 20円/枚)	939
公共施設使用料の見直し	公民館、文化ホールなどの使用料を見直し	440
合	計	1,379

歳出

(単位:千円)

項 目	事 業 見 直 し 内 容	削減額
町議会議員の報酬・定数の削減	報酬と定数の削減(13名 10名)	7,266
奈井江町交際費の見直し	800千円 700千円	100
浦臼奈井江線のバス運行の見直し	北海道中央バス 浦臼町営バス(共同運行)	223
土木積算システムの見直し	道の積算システム 歌志内、上砂川、浦臼と同じシステムに乗り換え(将来的に共同利用)	230
電気融雪槽電力料金補助金の見直し	電気基本料金の80%を補助 基本料金の70%を補助	184
教育委員会の委員の空席	教育委員1名空席	408
労務単価(手数料)の見直し	道の労務単価の見直しによる削減	10
職員退職者不補充	1名	5,000
合	計	13,421

見直し額合計 14,800千円

H20当初予算 事務事業見直し

歳入

(単位:千円)

項 目	見 直 し 内 容	効果額
自動販売機設置料の見直し	役場庁舎、公民館、文化ホールの清涼飲料水、たばこ自販機の設置料を見直し(H19～)	73
町刊行物等へ有料広告	広報誌、ホームページ等の有料広告を掲載(H19～)	144
合	計	217

歳出

(単位:千円)

項 目	事 業 見 直 し 内 容	削減額
町議会常任委員会数の削減	2委員会 1委員会(まちづくり常任委員会)による委員長報酬等の削減(H19～)	269
町議会交際費の見直し	150千円 100千円	50
他会計繰出金の見直し	病院事業会計への繰出を見直し	17,602
職員退職者不補充	4名	38,854
温泉施設の民営化	指定管理 民営化(土地・建物無償貸与)	30,120
消防支署の仮統合	奈井江、浦臼の消防支署を1つに仮統合	12,610
合	計	99,505

見直し額合計 99,722千円



H21当初予算 事務事業見直し

歳入

(単位:千円)

項 目	見 直 し 内 容	効果額
土地開発基金の廃止	基金の目的が達成されたことから基金条例を廃止し、現金分を一般会計に繰入	25,443
合	計	<b>25,443</b>

歳出

(単位:千円)

項 目	事 業 見 直 し 内 容	削減額
他会計繰出金の見直し	補償金免除繰上償還の実施による下水道事業会計繰出金の削減	20,172
給食組合負担金の見直し	職員の退職に伴う業務体制の見直し	2,723
職員退職者不補充	1名	6,103
公債費の適正化	補償金免除繰上償還等の実施による公債費の削減	1,597
合	計	<b>30,595</b>

**見直し額合計 56,038千円**